

区政協力委員の個人情報について

1 区政協力委員の名簿及び通常の提供範囲について

区政協力委員は、名古屋市が委嘱する非常勤特別職の公務員であるとの観点から、一般職員と同様に市民情報センターで閲覧できる名簿に、各委員の名前と所管区域（受け持ち区域）が掲載されています。

また、所管区域の住民等から、区政協力委員の職務に関連して、住所等の提供を求められた場合は、適宜判断の上、必要最小限に情報を提供しています。

2 特殊な場合における提供について

上記1以外にも、行政機関、事業者からの問い合わせがあった場合で、別紙5「個人情報提供同意書」（以下、同意書）により同意をいただける場合は、市や区が保有する委員の個人情報（氏名、住所、電話番号）について、その必要性を適宜判断の上、必要最小限の範囲で情報提供を行います。

（1）提供条件

- ・行政機関の事業実施上、町名変更や公的施設の建設など、住民に説明の必要がある場合。
- ・行政機関、事業者が下水道や道路等の工事やマンション等の建設を行うにあたり、住民に説明の必要がある場合。

※上記以外のもので個人情報の照会がありましたら、ご本人様に情報の提供の可否を確認させていただきます。

（2）同意書の提出について

同意書は行政の円滑な事業実施等のため、ご提出をお願いしているところですが、同意書をご提出いただけない場合であっても、行政機関や事業者から依頼があり、提供の必要性が高いと判断される場合、改めてご本人様に個別に提供の可否をお伺いする場合がございますのでご了承ください。

3 個人情報の保護措置

区政協力委員の個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に取り扱いを行ってまいります。また、上記2に同意いただいた場合も、同意書の趣旨・目的の範囲を超えて提供することはありません。

4 参考

個人情報の保護に関する法律（抜粋）

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。